

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

輸血検査技術講習委員会運営規程（改訂1版）

（目的）

第1条 輸血検査技術の向上と標準化を目的とした教育プログラムの立案とその実行を行う事を目的として輸血検査技術講習委員会（以下委員会）を設置する。

（構成）

第2条 委員長1名。必要に応じて副委員長をおく。
2. 委員会委員は、委員長が選任し、理事長に報告する。
3. 委員会委員は輸血医療業務に10年以上、携わっている者とする。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。
2. 委員の再任は妨げない。

（機能）

第4条 輸血検査の向上と標準化を目指す、教育プログラムの策定を行う。
2. 目的を達成するために、講習会を開催する。
3. 目的を達成するために、関連学会と協議する。
4. 日本臨床衛生検査技師会と共同事業を実施する。
5. 委員長は講習会開催に必要な委員会委員以外の要員を招へいできる。

（業務）

第5条 委員会は、輸血検査技術教育活動に関する実務を行う。
2. 委員会は、「輸血テクニカルセミナー」及び「輸血アドバンスセミナー」のプログラムを立案し、実行する。
3. 各支部で実施される実技講習会の支援を行う。

（運営）

第6条 委員会の委員長は、原則的には、理事長が指名した理事がこれにあたる。
2. 委員長が理事以外の場合は、理事長に指名された担当理事と協議して

運営する。

(招集及び開催)

第7条 委員会は、委員長の招集のもとに開催される。

2. 委員会は学術集会時・講習会開催時に定期開催する。
3. 学術集会・講習会開催時以外にも、必要時に随時開催できる。

(議事録)

第8条 委員会終了後2週間以内に議事録を作成し事務局に提出する。

2. 議事録は、事務局が管理して、理事会に報告される。

(改廃)

第9条 本規定の改廃は、委員会の決議と理事運営委員会の承認による。

(附則)

第10条 本委員会運営規定は平成25年8月6日から施行する。

輸血検査技術講習委員会運営規程 平成25年8月6日施行
平成27年7月1日改訂